

九州中学校体育大会開催基準「特別規定」

1 駅伝競走の距離及び区間について「開催基準5」

	男子の部	女子の部
1 区	4 km	3 km
2 区	3 km	2 km
3 区	3 km	2 km
4 区	3 km	2 km
5 区	3 km	3 km
6 区	4 km	—
合計	20 km	12 km

- ◎ 特別事情のないかぎり上記表のように定める。
- ◎ 女子の部の距離は平成4年度から5区間12kmとする。
- ◎ 男子の部の距離は平成12年度から6区間20kmとする。

2 開催競技について「開催基準5」

- ◎ 軟式野球・サッカーについては女子の参加を認める。

3 会場の考え方「開催基準10(1)」

- ◎ 各県大会のNO.1のチーム(会場地であっても)を「県代表」とし、会場地代表については、当該県の推薦による。

4 宿泊・輸送について「開催基準11(4)」

- ◎ 各県実行委員会の宿泊・輸送要項に従うこと。
(選手・監督・コーチは指定宿泊とし、保護者・応援者に関しては斡旋とする。各県実行委員会指定の宿泊所に宿泊しない場合、及び計画輸送に従わない場合は、失格になることがある。)
- ◎ 計画輸送適用対象者は、大会に係る選手・監督・その他役員等とし航空機の確保座席数に余裕のある場合は、応援生徒及び保護者の利用も可能である。

5 全種目、個人戦の組合せは、「別紙」のように定める。(理事長会にて確認)

6 参加資格の特例「開催基準7(1)」

- ◎ 学校教育法134条の各種学校(1条に掲げるもの以外)に在籍し、各県中学校体育連盟の主催大会に参加を認められた生徒であること。
- ◎ 参加を希望する各種学校は、大会参加を認める条件及び大会参加に際し守るべき条件を具備すること。(別紙)

< 別紙 >

九州中学校体育大会開催基準 特別規定

公式大会への参加については、当面、次の事項を遵守されることを条件に出場を認める。「参加資格の特例」

1 大会参加を認める条件

- (1) 生徒の学齢、修業年限とも我が国の中学校と一致している単独の学校で構成されていること。
- (2) 運動部活動が、学校教育の一環として、日常継続的に当該校の顧問教員のもとに、適切に行われていること。

2 大会参加に際し守るべき条件

- (1) 本連盟及び各専門部との事前協議を十分に行うこと。
- (2) 大会開催要項及び大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
- (3) 大会参加に際しては、責任ある当該校校長または教員が引率するとともに、万一の事故の発生に備えて傷害保険に加入しておくなど、万全の事故対策を講じておくこと。
- (4) 大会開催に要する経費については、必要に応じて応分の負担をすること。

3 その他、実施に際しての細部・必要事項については、随時検討する。

尚、上記条件に適合しない事態が発生した場合、大会参加を見直すこともあり得る。